

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和5年11月22日
2. 回答を行った年月日
令和5年12月19日
3. 新事業活動に係る事業の概要
人の頭部の皮膚に針を用いて色素を注入する行為を行う事業
4. 確認の求めの内容
当該行為を反復継続する意思をもって行うことが医師法第17条に違反しないかを確認したい。
5. 確認の求めに対する回答の内容
医師法（昭和23年法律第201号）第17条に規定する「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼす恐れのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。
ご照会の行為の示すところが必ずしも明らかではないものの、針先に色素を付けながら皮膚の表面に墨等の色素を入れて、毛髪を描く行為は美容整形の概念に包摂し得るものと考えられ、医行為に該当し、医師免許を有しない者がこれを業として行うのであれば、医師法第17条違反に違反するものと思料する。

（記載要領）

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。